

令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、70都道府県市（都道府県、20指定都市、3児童相談所設置市）及び3国立施設（令和元年度末現在）を対象に、令和元年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 令和元年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は290件であった。令和元年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成30年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は94件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が50件（53.2%（※2））、「障害児入所施設等」が14件（14.9%）、「里親・ファミリーホーム」が11件（11.7%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」11件（11.7%）、「児童自立支援施設」が4件（4.3%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が59件（62.8%）、「心理的虐待」が19件（20.2%）、「性的虐待」が13件（13.8%）、「ネグレクト」が3件（3.2%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は114人であった。児童の性別は、「男子」が63人（55.3%）、「女子」が51人（44.7%）である。就学等の状況は、「小学校等」が49人（43.0%）、「中学校等」が24人（21.1%）、「高等学校等」が21人（18.4%）、「就学前」が16人（14.0%）、「就労・無職等」が2人（1.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 令和元年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 令和元年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は305人であり、届出・通告の受理件数は290件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が106人（34.8%）、「児童本人」が76人（24.9%）、「家族・親戚」が42人（13.8%）、「児童本人以外の被措置児童等」が17人（5.6%）、「学校・教育委員会」が11人（3.6%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	76	17	42	106	1	0	11	1	1	0	3	2	35	10	305
割合	24.9	5.6	13.8	34.8	0.3	0.0	3.6	0.3	0.3	0.0	1.0	0.7	11.5	3.3	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数290件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が184件（63.4%）、「都道府県市の担当部署」が99件（34.1%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	184	99	0	0	7	290
割合	63.4	34.1	0.0	0.0	2.4	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例307件（平成30年度以前からの継続事例17件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は304件、「事実確認を行っていない事例」は3件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は94件（30.6%）であった。

（単位：件、%）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	94	180	30	304	1	2	307
割合	30.6	58.6	9.8	99.0	0.3	0.7	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例94件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が50件（53.2%）、「障害児入所施設等」が14件（14.9%）、「里親・ファミリーホーム」が11件（11.7%）、「児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）」11件（11.7%）、「児童自立支援施設」が4件（4.3%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設50件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、24件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、%）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	2	50	2	4	11	14	11	94
割合	2.1	53.2	2.1	4.3	11.7	14.9	11.7	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	13	0	0	9
13人～19人	5	0	0	0
12人以下	8	3	0	3
本園内ユニット(8人以下)	16	1	2	2
地域分園型ユニット(8人以下)	8	0	0	0
合計	50	4	2	14

② 自治体等別

○ 70自治体中、42自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	18	3	滋賀県	1	0	仙台市	6	2
青森県	2	1	京都府	2	0	さいたま市	3	2
岩手県	2	2	大阪府	29	2	千葉市	2	0
宮城県	1	0	兵庫県	2	2	横浜市	6	1
秋田県	0	0	奈良県	3	1	川崎市	5	0
山形県	0	0	和歌山県	8	2	相模原市	1	1
福島県	2	2	鳥取県	2	1	新潟市	1	1
茨城県	4	2	島根県	5	1	静岡市	1	0
栃木県	4	2	岡山県	0	0	浜松市	1	1
群馬県	4	0	広島県	6	0	名古屋市	6	3
埼玉県	9	6	山口県	3	2	京都市	1	0
千葉県	8	1	徳島県	0	0	大阪市	18	3
東京都	41	18	香川県	1	0	堺市	4	4
神奈川県	2	1	愛媛県	3	0	神戸市	3	1
新潟県	6	3	高知県	4	1	岡山市	1	0
富山県	1	1	福岡県	2	2	広島市	1	0
石川県	0	0	佐賀県	6	1	北九州市	0	0
福井県	2	0	長崎県	4	0	福岡市	1	1
山梨県	2	1	熊本県	5	4	熊本市	2	1
長野県	7	1	大分県	2	1	横須賀市	0	0
岐阜県	4	3	宮崎県	1	0	金沢市	0	0
静岡県	12	2	鹿児島県	3	0	明石市	0	0
愛知県	8	0	沖縄県	3	3	国立	0	0
三重県	3	0	札幌市	7	1	合計	294	94

※ 令和元年度に確認等を行った事例の件数(平成30年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	59	3	19	13	94
割合	62.8	3.2	20.2	13.8	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた94件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は114人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	63	51	0	114
割合	55.3	44.7	0.0	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	7	37	43	27	0	114
割合	6.1	32.5	37.7	23.7	0.0	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	16	49	24	21	0	2	2	114
割合	14.0	43.0	21.1	18.4	0.0	1.8	1.8	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた94件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、94件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は97人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「怒りのコントロール不全」、次いで「衝動性」や「攻撃性」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	30	12	21	14	16	4	97
割合	30.9	12.4	21.6	14.4	16.5	4.1	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	49	18	9	11	2	8	97
割合	50.5	18.6	9.3	11.3	2.1	8.2	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	39	30	43	27	23
なし	35	43	27	36	36
不明	23	24	27	34	38
合計	97	97	97	97	97

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い」で、38件であった。
- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「十分でなかった」又は「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親家庭内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた」、「里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた」で、いずれも5件であった。
- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。
発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起こっている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所がある	整える必要の ある箇所が多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込めないような支援体制が 整えられている	15	16	19	29	4	83
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	13	20	12	33	5	83
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	15	13	29	21	5	83
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	15	11	29	21	7	83
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	14	21	14	30	4	83
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	10	22	36	12	3	83
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	18	18	21	22	4	83
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	20	13	38	10	2	83

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらとも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	4	2	1	3	1	11
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	1	3	4	1	11
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	3	3	3	2	0	11
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	4	3	1	2	1	11
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	0	4	2	5	0	11
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	2	1	4	3	1	11
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	3	3	3	1	11
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	2	4	3	1	11

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	2
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	2
7:00～(8:00)	4
8:00～(9:00)	3
9:00～(10:00)	3
10:00～(11:00)	3
11:00～(12:00)	4
12:00～(13:00)	3
13:00～(14:00)	1
14:00～(15:00)	1
15:00～(16:00)	7
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	4
18:00～(19:00)	5
19:00～(20:00)	11
20:00～(21:00)	8
21:00～(22:00)	7
22:00～(23:00)	4
23:00～(24:00)	4
合計	79

※回答なし 15

エ 日課

日課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	3
登校から下校までの時間	6
運動・スポーツ時間	2
娯楽・テレビの時間	26
行事・イベント時	4
外出時	5
無断外出時	0
清掃時間	2
自由時間	10
就寝時間	17
合計	81

※回答なし 13

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	24
居室(ホール等)	41
調理室(台所)	1
浴室	1
トイレ	0
医務室	1
静養室	3
相談室	1
スタッフルーム(職員室)	3
宿直室	2
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	2
施設等の外	10
合計	93

※回答なし 1

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は53件(56.4%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は8件(8.5%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は56件(59.6%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は4件(4.3%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	53	6	16	8	11	94
割合	56.4	6.4	17.0	8.5	11.7	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	56	7	3	1	2	1	0	0	0	4	20	94
割合	59.6	7.4	3.2	1.1	2.1	1.1	0.0	0.0	0.0	4.3	21.3	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、94件中37件(39.4%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された37件において、学識者をメンバーとしているのは81.1%、医師をメンバーとしているのは59.5%、弁護士をメンバーとしているのは67.6%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	37	57	94
割合	39.4	60.6	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	7	17	13	37
割合	18.9	45.9	35.1	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	9	9	6	1	0	2	0	0	0	1	9	37
割合	24.3	24.3	16.2	2.7	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	2.7	24.3	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	4	5	3	30	22	25	25	26	37
割合	10.8	13.5	8.1	81.1	59.5	67.6	67.6	70.3	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・他の職員の目の届かないことで不適切な行為につながるリスクが高いにも関わらず、対応の検討が不十分であった。
- ・夜間の見回りを行っていなかった。
- ・夜間の宿直が男性職員のみになることもある体制であった。
- ・夜間を担当する指導員（非常勤職員）に対する研修が不十分であった。
- ・トラブルが発生時、職員一人で対応しなくてはならないという重圧があった。
- ・配置基準を満たしていなかった。
- ・子どもの障害特性に応じたユニット編成や対応を検討すべきだった。
- ・当該グループ内に管理職員の配置がなかった。
- ・ベテラン職員に対し、スーパーバイズを行う体制がとれていなかった。
- ・子どもの意見を聴く、吸い上げる仕組みがなく、支援体制として不十分だった。
- ・子どもに力づくで言うことをきかせるという施設文化や、「問題を起こさせない」という対応になっていった。
- ・当該職員の不適切行動が容認される施設の雰囲気があった。
- ・職員の入れ替わりが激しく、ベテラン職員が少なかった。
- ・第三者評価等の外部評価の体制が整っていなかった。
- ・職員一人ひとりに被措置児童等虐待の認識が不足していた。
- ・職員間で自由に意見交換出来る雰囲気がなかった。
- ・職員の専門性の向上を支援する教育体制が不十分だった。
- ・管理的職員と現場職員の風通しの悪さがあり、現場に過大な負担感があった。
- ・管理職とユニットの間に認識の齟齬が生じ、ユニット職員に孤立感があった。
- ・当該職員への指導が日常業務の中での個別指導にとどまっており、組織的・体系的な指導が行われていなかった。
- ・施設として虐待に対する認識が不足しており、当該行為を虐待に当たるとは考えず、所管課への報告はなかった。
- ・施設は虐待の疑いがあると認知していたが、児相等への通告を怠っていた。
- ・子どもの行動に対する知識・理解が不足しており、各種研修への参加もしていなかった。
- ・異性の職員が対応せざるを得ない職員配置だった。
- ・新規採用職員に対する人材育成、負担軽減のための取組みが不十分だった。
- ・里親に対する支援が不十分との訴えもあり、バランスの取れた支援はできていなかった。
- ・里親への訪問調整ができず、面接等が断られていた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・里親の家庭内での構成の変化（里父の死去、他の同居人による児童への関与など）により、里親自身も体罰容認傾向となっていた。
- ・業務の統括などするようになり、プレッシャーがあった。

- ・児童から暴言を吐かれることがあり、養育に悩んでいた。
- ・長時間勤務でイライラしている様子や疲れている様子が見受けられ、感情的になることが度々あった。
- ・職場が変わり、行動観察や心のケアなど難しい仕事が多く、うまくいかないことについてストレスになっていた。
- ・子どもが指示を聞き入れられないため、子どもに変わって欲しい、何とかしようという思いで行動に至った。
- ・児童に対して他職員が出来ていて自分が出来ない時などに威圧的な態度をとることがあった。何度か注意されるが、積み重ならず、感情が優先されることが多い。
- ・アンガーマネジメントの能力育成が不足していた。
- ・誰にも相談せず、一人でなんとか解決しようという考えがあり、冷静さを欠いていた。
- ・常に威圧的な言動。

(養育姿勢の問題)

- ・余裕を持って融通をきかすことや、児童と適度な距離において複数の対応を試行することが不得手。
- ・子どもの特性を理解できず、助言を聞き入れなかった。
- ・気分によるムラがあり、常に冷静に子どもと向き合うことは難しいようだった。
- ・研修参加についても否定的で受け入れようとせず、養育技術の面でも未熟だった。
- ・これまで養育してきたという自負があり、子どもへの過干渉につながっている。
- ・特別なケアが求められる児童に対して、適切な対応スキルが身に付いていなかった。
- ・以前にも暴言や叩くなどの行き過ぎた指導を行ったことがある。
- ・子どもと言ひ合うなど距離が近い。
- ・子どもに対しての要求水準が高く、子どもも負担を感じていた。
- ・子どもの支援に対して、「させなければならない」という思いに囚われすぎ、展開を予測できていなかった。
- ・トラブル発生時に周りの職員を頼らず、自身だけで解決しようとする姿勢・意識があった。
- ・職員の性的なモラルが低く、社会的養護の専門職員としての基本的な職業倫理観が欠如していた。
- ・里父は躰として体罰を受けて育ち、それが現状では許されないことであるとは認識しているが、自身には有益であったとも考えている。
- ・里父は不適切な行為であることの認識はもっているながらも、幼児の関わりと同化したと述べており、性加害への意識の不足が考えられる。
- ・上司や同僚職員から注意を受けたものの、対応は変わらず、勝手に子どもと連絡先の交換を行い、私的に連絡を頻繁に行っていた。
- ・福祉的な言動や個人を尊重する一般的配慮が欠けている。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

（単位：件）

委員会を設置し議論 （検証委員会・再発防止委員会）	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
22	71	55	28	57
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
46	29	21	27	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
34	28	49	27	20	26	3
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
14	27	6	4	7	13	

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が4事例あった。

（単位：件）

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の 職員（児相を含む）が対応	対応していない	被害児童、保護者 のどちらに対し ても対応して いない事例
被害児童	32	44	79	6	4
保護者	8	46	54	23	

④ 具体的対応例（回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・ 県社会福祉審議会を活用した再発防止策の策定。弁護士等の外部有識者を委員とする検証チームを設置。
- ・ 業務改善委員会において、原因を分析し、全体会議等で再発防止策等を職員に周知する。

- ・人権擁護委員会の開催回数を増やし、より実効性のある組織とした。
- ・施設内虐待根絶の取り組み強化に向けて「権利擁護委員会」を新たに発足。
- ・処遇改善委員会として、外部委員及び施設の主任以上の内部委員で運営する本会議と若手職員が運営する分科会を創設。
- ・法人で設置している苦情解決第三者委員会の機能を見直し、新たに児童福祉等の有識者を委員に加え、施設で発生した重大な事故・職員の不祥事等の再発防止策についても検討する第三者委員会として設置規定の見直しを図った。
- ・不定期開催であった課内会議を月1回の定期開催に変更。入所児童の情報等について、職員全体での情報共有を図ることとした。
- ・ユニットリーダー会議を増やし現場でのスーパービジョン体制の充実を図った。
- ・職員会議やケース検討会議等において、児童の権利擁護や児童への人権侵害の禁止、防止、対応するための行動規範について研修を実施した。
- ・一時保護所における倫理規定を制定。また、一時保護ケースの進捗状況について、毎週の定例会議の場で確認。
- ・法人にて、施設全体の意識改善の為、組織人としての在り方や責任認識に関する外部研修機関による研修を実施。また継続した意識改善の為に組織改善委員会を創設。権利擁護と、より良い支援の在り方検討の為に虐待防止委員会に改編し実施している。

(S V体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・被措置児童等虐待に関するチェックリストの実施。
- ・支援の質を高めるため外部のスーパーバイズを導入。
- ・リーダー層の組織運営力の向上を図るための研修を導入。
- ・マネジメントを主たる業務とする主任を配置。
- ・職員に対するメンタルヘルス相談窓口の設置。
- ・衛生管理者による面談によるメンタル・チェックの実施や、上司によるS Vを実施。
- ・問題発生時の応援要請など、複数対応を行う体制を整備。
- ・里親に対する児童相談所からの指導に加え、里親会とも連携し、再発防止を促す。
- ・「トレーナー制度」を実施し、子どもへの支援に関する相談等を行いやすい環境を作る。
- ・男性指導員や女性指導員同士の部会を設置し、横の繋がりから職員の孤立を防ぎ職員を支える体制作りを図る。
- ・職員で構成する性教育委員会に置き、全ての児童、職員を対象とした性教育を実施。
- ・「人権擁護、人権侵害のための点検」チェックリストの見直し、定期的な実施。
- ・全職員で各ユニットを視察・点検実施し、環境改善に反映。

(勤務体制、リスクマネジメント等)

- ・虐待等以外の交通事故や不祥事案の防止について各職員に対して随時啓発等を行う。
- ・グループホームへの巡回を強化。
- ・法人内部で、児童養護施設勤務に意欲ある職員の異動による勤務体制の充実。
- ・複数体制での宿直の実施。
- ・夜間の見回りを実施。

- ・対応困難な児童に対する支援内容について、職員全員が共有する。
- ・引き継ぎ時に行動報告だけでなく、児童ごとの指導内容を確認し、その対応方法を全職員で共有する。
- ・複数ユニットでチームを組み、主に担当するユニット以外にも勤務に入るようにする。
- ・児童の送迎などに際し、極力同性職員を充てる。
- ・看護師以外の専門職の夜勤も導入し多様な視点で見守りを行う。
- ・施設内の各委員会において会議の効率化を図る取組みを行う。(会議の可否等の検討、出席人数の見直し等)
- ・職員の私用携帯電話等の撮影可能な機器を指定する場所に置き、入所棟内に持ち込まない。
- ・複数名での行動を基本とし、一対一支援で目の届かない場所へ行かないことを原則とする。
- ・プライバシーも配慮した上で、部屋の内外が容易に確認できるよう改修。
- ・就業規則に「体罰禁止」、「不適切な関わりを禁止する」といった内容を明文化する。
- ・マニュアル類を見直し判断基準が曖昧な点を改善し、職員間で共通認識を図る。
- ・産休・育休職員の補充など速やかに行い、年次休暇の消化を積極的に進める。
- ・管理職が細部まで目が届きやすくなるよう配置の見直し。

(研修体制等)

- ・職員育成システムを構築し、新人から中堅にわたる能力や役職に応じた体系的な研修を実施。
- ・CSP（コモンセンス・ペアレンティング）の導入。
- ・発達障害児への支援や強度行動障害のある児童に関する専門支援スキル研修の受講。
- ・子どもの権利擁護に関する職員の意識向上を図るため、弁護士を講師とした研修を企画。
- ・アンガーマネジメント研修を開催し、怒りの衝動、志向及び行動をコントロールする技術を習得させる。
- ・夜間職員や補助職員等に対する採用時研修や継続的な定例研修の実施。
- ・研修会の開催日や時間帯を工夫。
- ・職員が子どもの育ちを支える一員であることを自覚し学ぶため、他セクションで実習する機会を設ける。
- ・中堅職員の組織風土改革研修の実施。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・毎日ユニットごとに個別の支援内容や経過の記録を作成し、回覧・共有をした。
- ・虐待防止チェックリストを活用する。
- ・独自の児童の権利ノートを作成し、職員に対して、改めて「児童の権利擁護」についての意識付けを行った。
- ・虐待対応マニュアル・身体拘束対応マニュアル等を用い、日常業務内でもどのような対応が虐待にあたるのかを討議。

- ・幼児室に記録用カメラを設置。また、密室とならないような改修を行った。
- ・児童への対応で配慮すべきこと等について業務マニュアルを改定し、あらゆる機会を通じ、職員への意識徹底を図った。
- ・「子どもの権利擁護のためのガイドブック」を元に、有志職員によるワーキンググループを立ち上げ、既存の各委員会の意見も取り入れたケアガイド（児童支援の手引き）を作成し、支援の統一化を図る。
- ・明文化されていなかったルール等に対応するため、支援マニュアルを更新し、合わせて子どもの生活マニュアルも作成した。
- ・「職員の不適切な関わりを発見したときのフローチャート」や「入所児童の問題行動を発見したときのフローチャート」について検討し、若手職員等が対応の目安とできるものを作成。
- ・職員の禁止行為に対する緊急対応のマニュアルを作成。
- ・職員指導体制における職務（役割）について再周知した。
- ・被害児童について再度アセスメントを実施し、個別支援計画をもとにした統一的支援の実施。

【児童、保護者等への対応】

- ・児童に対しては、信頼できる職員、第三者委員等に相談が出来るよう説明を行った。
- ・全児童に対して生活状況の聞き取りを実施。
- ・児童・保護者に謝罪の会を設けた。
- ・遠方から面会に来る保護者が宿泊できるような配慮や、児童の様子の定期的な連絡。
- ・当該施設の心理療法士・主治医によるチームにより、本人の被害状況のチェックとケアを実施。
- ・両親の了解のうえ、被害児童の医学的検査を実施。
- ・子どもからの聞き取り調査を年1回から毎月に変更して実施。
- ・全児童に対して、子どもと担当職員が話をする時間を設けたり、年に1回程度施設長との面談を実施する。
- ・施設内でも当該児童との信頼関係を構築し、保護者とも情報共有。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

（改善状況の確認等）

- ・本庁所管課職員による施設職員へのヒアリング調査、状況把握のために実地調査を実施。
- ・改善報告書の内容を確認するため、法人理事長及び施設長へのヒアリング及び実地調査の実施。
- ・再発防止策の実施について、フォローアップ調査により確認。
- ・社会福祉審議会の意見を受けて、県から施設へ体制整備等の改善を指示。

- ・里親面接の中で指導。→里親は里親認定証を返還。
- ・児童養護施設に対して、改善に向けた取組と被害児童の状況について、被措置児童虐待審査部会に、定期的に報告するよう指導。
- ・県主管課による特別監査を実施し、施設職員へのヒアリングを実施。文書指導により、外部委員も含めた検証を行うよう指示。検証結果を文書報告させた。
- ・文書にて児童福祉法に基づく改善勧告を実施し、併せて改善計画書の提出を求めた。提出された計画書に基づく改善がなされているか、月に1回程度施設へ訪問し、現地でのヒアリングを実施。

(S V体制、職員支援体制の整備等)

- ・施設内でケース記録等を速やかに正確に情報共有するよう指示した。
- ・新人職員を中心とした定期的な面談を実施。
- ・幼児グループを中心に、手厚い関わりや対応ができるシフトや職員配置の調整。
- ・一時保護所の体制見直し、並びに第三者評価の実施を検討。
- ・里親支援専門相談員の定期訪問を実施し、情報共有と早期発見と支援を行う。(児童相談所と里親と里親支援専門相談員が共有)
- ・里親委託中支援の充実を図るため、民間フォスターリング機関による里親支援を予定。
- ・関係機関との定期的なケース会議や、S Vによる進捗管理を徹底。
- ・児相職員が主催する支援会議を実施した。

(研修等)

- ・虐待の再発防止を図るため、施設内での研修会の徹底を指示。
- ・職員が懲罰によらない援助技術を習得するため、入所児童の権利擁護や援助技術等児相職員が主催する支援会議を実施した。に関する研修を充実させ、研修全体を体系的かつ計画的に実施。
- ・児相職員と施設職員の合同研修を開催し、自立支援計画の見直し等における連携を強化。
- ・里親会や里親支援専門相談員と連携して、再発防止に向け研修等を実施。
- ・児童相談所心理司による研修や、児童精神科医師によるコンサルテーションの機会を活用した事例検討等の実施。
- ・研修開催の周知及び参加促進により、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待の状況及び防止について周知。

(その他)

- ・里親会役員と情報共有を行い、役員と里親支援、スキルアップ等について協議し、再発防止のとりくみについて児童相談所と共有。
- ・当該事業者による事業の廃止について打診後、事業廃止届出書受理。
- ・再発防止策の策定及び人権擁護・障害者虐待防止について施設従業者全員に認識を徹底させるよう文書により指導。

【児童、保護者等への対応】

- ・公立施設での不祥事のため、記者会見を開き、児童及び保護者その他関係者に向けて

謝罪した。

- ・児童相談所による児童面接を行い、被害確認をするとともに、必要なケアを実施。
- ・子どもの権利ノートの内容について、改めて子どもたちに周知。
- ・職員と児童が話し合う時間を定期的に確保し、アンケート調査も実施。
- ・検察庁にて被害児童の共同面接（被害者確認面接）を実施。
- ・本庁所管課職員及び児童相談所職員の立ち合いのもと、被害児童の家族に対し法人理事長と施設長から加害報告と謝罪。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は58（82.9％）であり、行っていない自治体は12（17.1％）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は35（50.0％）であり、していない自治体は35（50.0％）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は35（50.0％）であり、していない自治体は35（50.0％）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は66（94.3％）であり、していない自治体は4（5.7％）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が64（91.4％）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が43（61.4％）、連絡先の電話番号を教えている自治体が68（97.1％）、意見箱を設置している自治体が43（61.4％）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が25（35.7％）、定期的なアンケートをとっている自治体が10（14.3％）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、43（61.4％）であり、実施していない自治体は27（38.6％）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、50（71.4％）であった。

	70 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	58	12
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	35	35
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	35	35
4	施設・里親への周知	66	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	70	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	64	
②	児童相談所職員が入所前に周知	65	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	51	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	56	
⑤	掲示物等で周知	25	
⑥	その他	5	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	43	
②	届出先の電話番号を教える	68	
③	意見箱の設置	43	
④	第三者委員の連絡先を教える	25	
⑤	定期的なアンケート	10	
⑥	その他	7	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	43	27
8			
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	42	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	11	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	26	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	50	
⑤	その他	14	

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・集中力を欠き、立ち歩きなど落ち着かない子どもに対し、職員が何度も注意する。子どもの度重なる言動にカッとなった職員が、ペットボトルを投げ、本児にぶつける。

【児童養護施設】

- ・話しを聞けなかったり、人の物を盗ったりした子どものお尻やおでこをげんこつで叩くなどした。別の子どもらにも、のんびりしすぎていたり、他児にちょっかいを出したりということでお尻やおでこを叩く等の暴力を振るった。
- ・布団に潜ってゲームを返さない子どもを注意する際に、下を向いていたため顔を上げさせようとおでこを押したときに後頭部が壁に当たった。
- ・注意した後に、後追いつてくる子どもに対し、振り返って部屋に押し戻そうとした際に、本児の頬に手が当たる。
- ・注意した子どもが職員の手を叩いて来たため、職員が子どもの左手の肘あたりを右手で叩き返した。
- ・職員が子どもに対して日常的にげんこつなどの身体的虐待を行っていた。
- ・数日間風呂に入っていなかった子どもから、「土下座すれば入ってやる」と言われ、職員が仕方なく土下座したところ、「そんなことで風呂に入るわけないだろ」と言われ、カチンときて複数回殴った。
- ・他人の物を盗んだため、職員が子どもの右頬を叩いた。
- ・他児の頭を鉛筆で小突いた子どもを注意する際、その場を逃れようとする本児の心臓のあたりを拳で押さえつけて泣かせた。
- ・職員が子どもの髪の毛を乾かしていたが、嫌がり、逃れようとしたため、子どもの服（フード部分）と髪の毛を引っ張り、首が赤くなるほどに絞まった。
- ・ゲームに夢中になり、入浴の指示に従わないため、職員が感情的になり、二段ベッドの上段にいた子どもの腕を引っ張りベッドから引きずり下ろした。
- ・外出行事で拗ねて座り込み、固まってしまった子どもに対し、職員が厳しく叱責し、髪の毛を掴む、頭を叩く、腕を引っ張って引きずり移動させた。
- ・職員が注意する際に子どもの両頬をつねることにより、両頬にアザができた。
- ・規則を破って謝罪せず、話しをしようとしめない子どもに対し、職員が「叩いたら話せるのか。」と言い、子どもの頬を3回叩いた。
- ・他児への睡眠妨害について指導する際に、子どもが壁などを叩くため職員が制止しようとするが、もみ合いの後、職員が子どもの右目付近を殴った。
- ・子どもが面談の際にドアを蹴る等して暴れたため、職員が本児の両足、両腕を押さえ、移動させる時に両足首を引っ張って連れて行き、爪痕のようなひっかき傷を負わせた。
- ・子どもを注意する際に、子どもが叩く、蹴る等の暴力を振るったため、「同じことを私がするよ」と言って、本児の脛を2～3回軽く蹴った。
- ・指導に従わない子どもに対し、職員が首を背中側から手で掴み、居間内を連れ歩き、棚に並んだプラスチック製のバインダーに向かって2度顔を押しやった。

- ・起床前にふざけていた子どもらに職員が注意をした際、子どもの一人が返答をせずに黙っていたため、布団に上半身を起こした姿勢の子どもの肩を足で蹴った。
- ・職員が注意する際、出て行こうとする子どもの服をつかんで部屋の中で布団に向かって投げ飛ばした。
- ・就寝時、注意に従わない子どもの胸倉を職員が掴み、壁に押し当てたりした。また別の職員が本児に対して、注意等の過程において、頭をはいたり、本児の了解を得ずに部屋に入り持ち物等を見る行為があった。
- ・他児のものを盗る子どもに対して注意した後、さらに別のものを盗った事実が発覚したため、職員がカッと子ども右手甲を強く2、3回叩いた。
- ・子ども間で言い合いになり、一人の子どもの投げた靴が職員の目に当たったが、子ども達が暴れていると判断した職員が、別の子どもの首を掴んで背中に壁を押しつけ、1～2回強く頭突きをした。
- ・話しの最中に職員の注意を聞かなかった子どもに対し、感情的になり、頭部を叩く。
- ・ホームのリーダーである職員から、日頃から子どもに対し、叩く、蹴る、怒鳴る、凄むなどの行為があった。他職員に対し、恫喝することもあった。
- ・ふざけから、子どもの顔にマジックがつき、洗顔したが汚れが落ちなかったため、職員がステンレスたわしを取って、汚れを落とそうとした。子どもの顔に薄い擦過傷をつくった。
- ・職員がリビングで騒いでいた高校生3名を注意する。一人だけ逃げなかった子どもに対し、職員が片付けをするよう促すと、口論となり、互いに興奮する。職員が詰め寄せると揉み合いになり、職員が子どもの胸ぐらを掴んだ。
- ・他児のテレビ視聴を妨害する子どもに対し、職員が本児の座っている椅子を持ち上げ、腕を掴んだ際に痣をつくる。それ以外にも威圧的な言動があった。当該職員以外の別の職員も強い口調の時があった。
- ・子どもと言い争いとなった職員が、本児の足首を持ち上げて運ぶことがあった。また、同職員が子どもに「バカ」等の暴言を吐くこともあった。別の職員らも、子どもを叱る際に会議の場に呼んで、複数の職員で取り囲み叱責するとの訴えがあった。
- ・子ども同士で揉めた際、職員がやめるよう声かけするが、聞き入れなかったため、職員が持っていた本で子どもの顔と頭を叩く。
- ・他児とけんかして手を出した子どもに対し、説諭している最中に、職員が蹴ったり、床に倒すなどした。
- ・就寝時にふざける子どもを職員が静養室へ連れて行こうとしたが、本児が泣き叫んで反抗したため、両肩を持って寝転ぶよう押さえつけた。耳を引っ張ったともいう。
- ・職員に対しいたづらをした子どもを怒って追いかける際、別の子どもも関与していると思い込んだ職員が、ゴミ箱で関係のないその子どもの頭部を叩いた。

【児童心理治療施設】

- ・食事のことで何度も要求を繰り返す子どもに対し、職員が本児の胸ぐらをつかみ、「いいかげんにしろ」と発言。

【児童自立支援施設】

- ・施設内のイベントで職員が付いて移動する際に、「端に寄りなさい、ばか」と言い、子どもの腰部を3回蹴った。その他、子どもに対する不必要な大声による指導や無視する行為などがあった。
- ・教員が面接室に子どもを連れて行く際に、激しく抵抗していたが、通りかかった当該職員が、「なめてる

のか」などと言い、本児の頭や腕部を10発ほど殴った。

- ・子どもが職員に対して殴る蹴る等したため、職員が制止する際に本児に対してビンタをし、左頬部打撲傷のけがを負わせた。

【里親】

- ・里父からげんこつで何度も頭を叩かれる。里父から叱責され、戸外に引っ張り出され、薄着、裸足のまま、雪の中に放り投げられる。里親双方から「くそがき」と言われたり、おちよくったりすることもあった。
- ・バレンタインチョコレートを男子生徒にあげたことを咎められ、里父に頭部右側から後頭部にかけて5～6回殴打された。その後、里母は「あなたの実母は軽かったのがあなたが生まれた。」などと言った。「私はそうはならない。」「産まれてこなければ良かった。」という本児に、里親らは「それは実母に言え。」と述べる。
- ・食事場面で、里親の同居人が手のひらで子どもの頭を叩き、「食べろ」と怒った。その他にも子どもから同居人の暴力の訴えがある。
- ・里親と同居人が盗み食べやごまかしについて叱責する際に、同居人が右手で子どもの左頬を一度叩いた。
- ・子どもが繰り返し嘘をつくため、里父、里母が3回位ゲンコツした。
- ・里父を叩こうとした子どもに対し、叱るつもりで本児の頬を噛んだ。

【ファミリーホーム】

- ・暴言を吐き、愚図つく子どもに対し、首元を掴んで立たせ、約2m程引きずった。当該行為を目撃した他の子どもは怖くなり、過呼吸のような状態になった。

【指定発達支援医療機関】

- ・筋緊張が強い入所者に対し、看護ケアがしづらいため、職員が思わず顔を強く抑えてしまった。

【障害児入所施設】

- ・注意に反発する子どもを職員が居室まで追いかけて、厳しく責め立てた際に、子どもの首に両手をあて顎を押し上げ、2分程度その状態を続け、傷を負わせた。
- ・子どもをバスで送迎する際に、噛みつきが始まり、職員の手の本児の歯があたったところ、職員が平手で本児の頭を一回叩いた。
- ・職員に子どもの頭を叩いたり、大声での叱責、不適切な発言等が日常からあり、またこうした行動が施設内では容認される状況にあった。
- ・子どもに発熱があり、静養を促すが拒否したため、腕を引っ張って行こうとしたところ不穏になる。他害行為に発展し、子どもが倒れた際に、ひきずって部屋に入れる。
- ・他害行為や付きまとい行動を注意した際に、子どもが突然興奮し、職員の顔面を叩き、足を蹴る。職員はいったんその場を離れたものの、戻って本児を叩き返す。本児に髪を引っ張られたりしつつも本児の髪を鷲掴みにして頭を押さえ込み、肩や脚に馬乗りになった。
- ・トイレで濡らした衣類を部屋に持ち込んだり、居室で放尿などした入所者に対し、強めに叱りながら、注意喚起の意味を込め平手で入所者の側頭部を右手でポンと叩いた。
- ・食事の際に興奮した子どもの他害が止まず、「叩くなら自分を叩くように」と職員が言うと、本児が職員

の顔を叩いたため、突発的に本児を2～3回叩き返してしまった。

- ・登校支援中に不穏になり、掴みかかって来た子どもを押さえつけた際に怪我をさせる。その際、職員が強い口調で言葉を発する。校舎に入る児童を呼び止めた際に、児童が再び掴みかかってきたため、胸ぐらを掴む。
- ・重度の知的障害のある子どもが、次々と他児に向かって行き、加害が予想されたため、行動を抑えようという思いから職員が叩いてしまう。

【児童相談所一時保護所】

- ・子ども間トラブルを職員が注意する際、居室から出て行こうとしたり、スリッパで叩こうとする子どもに対し、落ち着かせるため居室のマットレスに座らせようとしたところ、本児の左頬を窓にぶつける。
- ・職員の指示に従わず、反抗的な態度を示した子どもに対して、右肩付近を掴んで足払いをして、床に押し倒し、押さえつけた。別の職員が止めるよう指示し、引き離れた。
- ・配布物を割り込んで取ろうとした子どもに対し、子どものTシャツの丸首の前襟右側をつかみ、廊下へ押し出した。その後、右手の平で本児の頭頂部付近を叩いた。
- ・子どもが走りまわったり、ドアを蹴るなど興奮気味で、職員の制止を全く聞かないため、職員が本児の両腕を掴んで抑える際に、お腹やお尻の辺りを蹴った。
- ・深夜、子ども2人が掴み合いになった際に、制止しようとした職員がそれぞれの子どもの頭部や顔を殴打した。

2. ネグレクト

【養育里親】

- ・病院からの通告で、里父から頭部にげんこつされたことが発覚。里親はすぐに通院させることをしなかった。
- ・忘れ物の多い子どもに対し、職員が注意しようとするが、顔を背けたため、カッとなって本児の臀部を叩く。距離を取ろうとした本児が転倒し、外傷を負う。また別の何人かの子どもについても、職員が抑えようとした際にできる傷などが多く見られた。
- ・里親が意図的に当該児童の食事を減じたり、与えなかったため、栄養不足に陥り、体重減少と身長伸びの停滞を招いた。

3. 心理的虐待

【乳児院】

- ・子どもの入院中に派遣された家政婦が、本児に対し、「親がいない」、「かわいくないから捨てられた」などと暴言。

【児童養護施設】

- ・職員が子どもら2人を指導するため屋外へ連れ出し、墓地、付近の山辺で2～3分間放置した。また子どもの1人を指導するため風呂場へ連れて行き、水を溜めた洗面器に顔を10秒間浸けさせた。
- ・職員が子どもの生活態度を注意した際に、「ここにいる必要はない」、「早く出て行け」、「まだいたのか、早く別なところに行ったほうがいいんじゃないか」などと発言。

- ・職員が不安定となり、子どもの前で壁を殴ったり、「てめえ」と暴言を放ったりした。
- ・職員が子どもをしかる際に、必要以上に責め立て、他職員の制止もきかなかった。
- ・指導の流れに乗らない子どもに対してイライラし、顔面の横にあった柱を蹴る。
- ・職員の指示を無視する子どもらに対して、「帰る家がない」、「バカ」などと発言する。職員はもともと子どもたちからも軽んじられたり、一部の子どものからは「お前」と言われたり、あだ名を付けられていた。
- ・食事指導で時間がかかった幼児に対し、指導を任せられた調理員が「手を出せ」と言い、本児の腕を掴み、腕の近くまで包丁を近づけた。
- ・日頃から折り合いが悪く職員の指示に従わない子どもに対し、「しゃべりかけるな」、「目の前から消えろ」などの暴言や無視などをした。

【児童心理治療施設】

- ・職員が子どもに対して大声を出して指導した。

【児童自立支援施設】

- ・子どもの生活状況に関して指導する際、子どもを足蹴にすることがあった。また「頭がおかしい」などの暴言もあった。また、組織の正式な手続きを経ない個別対応が、寮職員の判断のみで行われていた。

【里親】

- ・里父が嘘をついた子どもを反省させるために1時間程度戸外に出した。また里親双方から、「小学校卒業をもって（家庭に）返す」などと伝えることがあった。
- ・子どもより、里母からの継続的な暴力について訴えがあった。里母と子どもとの関係が悪化し、ほとんど口もきかない状態となっている。

【障害児入所施設】

- ・夜勤の職員が、寝ようとしないうち当該児童に対し、「まだ起きてるのか、明日の朝池に放り投げるからな」という発言をした。
- ・看護師2名について、子どもが自身の手を咥えていた際にその手を口に押し込んだ。看護師のうち一人は本児に対し、介助時に臀部を叩いたり、通りすがりに頭を叩いたりすることがあった。また、当該児童やそのきょうだいをなじるような発言をしていた。

【児童相談所一時保護所】

- ・手洗い後に水を飛ばすいたずらを繰り返していたが止めなかったため、職員が「殺すぞ」等と言い大声で叱責をした。
- ・職員の再三の注意にも拘わらずいたずらをした子どもに対し、「なめているのか」「いい加減にしろ」等の言葉を使って大声で叱責をした。
- ・職員から子どもに対し、「おまえ」と発言することがあった。
- ・職員が特定の子どものみに対し、単独でいるときに、職員に訪れたり、住所やSNSのアカウント、金券、切手等を渡したほか、「モデルをやらないか」、「水着を買っておくのでウエストを教えて欲しい」などと言う。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・女子児童に対し、複数回に渡って性行為を行った。
- ・職員が消灯後に部屋に無言で入ってきて、服の中に手を入れて体を触り、キスをした。
- ・職員が女子ユニット内の脱衣所にカメラを設置していた。
- ・職員が子どもを車で送迎する際、公園に立ち寄り、車外で抱きしめたり、車内で手を握ったりした。
- ・子どもの居室で身体（胸や股）を直接接触。下着を脱がして触ったり、キスやハグなどもあった。また、車に乗っているときに、手を繋いだり、携帯電話で、通話やメール、SNSで私的な連絡をしていた。居室に置き手紙をすることもあった。
- ・職員が宿直勤務時に心理室や居室で子どもの体を触ったり、キスするなどの行為があった。
- ・職員が子どもとLINEの交換をし、また施設内でキスやハグなどの身体接触をする。登下校時の送迎等で接触の機会を作るほか、虚偽の帰省を設定し、複数回ラブホテルに外泊する。職員の娘のお下がりの時計をプレゼントする。
- ・子どもの居室内で職員とキスしたり、下校途中に待ち合わせデートをする、施設外で性交渉を持つということがあった。本児からの相談を受けた別の職員も、数日口外しなかったため、当該職員による虚偽の外泊申請を許すこととなってしまった。
- ・ある子どもに対して過度な関わりを望む職員が、施設外で本児と接触を図る、金品を供与したり、身体接触を望むニュアンスのメッセージを送るなどした。施設を退職後も待ち伏せ行為があった。
- ・子どもから、夜中に職員が居室に入ってきて、性器を触られたり、口に含まれたりする等の報告がある。本児の相談を受けた別の職員は、3ヶ月も管理職に相談することなく、本児を傷つけるような聴取（被害時の様子を繰り返し本児にさせ、大笑いをする）を重ねていた。また施設は、苦情箱の対応を1ヶ月以上放置。また苦情解決委員会も、本児の「これ以上の対応を求めない」という言葉をもって、施設としての対応を終わらせていた。

【障害児入所施設】

- ・職員が、入所女兒2人の下腹部を触り、携帯電話で動画を撮影した。

【児童相談所一時保護所】

- ・職員が一人勤務の体制となったとき、子どもに対し、宿直室を訪れた際に下着姿で対応したり、ハグをすることが複数回あった。また、被害児童の1人にはキス行為を行った。
- ・職員が、就寝の時間に子どもの腕をつかみ当該職員の陰部を触らせる。また、別の子どもに対しても、昼寝の時間に当該職員の陰部に触らせたり、職員の指を子どもの口の中に出し入れすることがあった。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～令和元年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]
元年度	76 [24.9]	17 [5.6]	42 [13.8]	106 [34.8]	1 [0.3]	11 [3.6]	1 [0.3]	1 [0.3]	3 [1.0]	2 [0.7]	35 [11.5]	10 [3.3]	305 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件、30年度:246件、元年度:290件

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]
元年度	94 [30.6]	180 [58.6]	30 [9.8]	304 [99.0]	1 [0.3]	2 [0.7]	307 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]
元年度	2 [2.1]	50 [53.2]	2 [2.1]	4 [4.3]	11 [11.7]	14 [14.9]	11 [11.7]	94 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]
元年度	59 [62.8]	3 [3.2]	19 [20.2]	13 [13.8]	94 [100.0]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

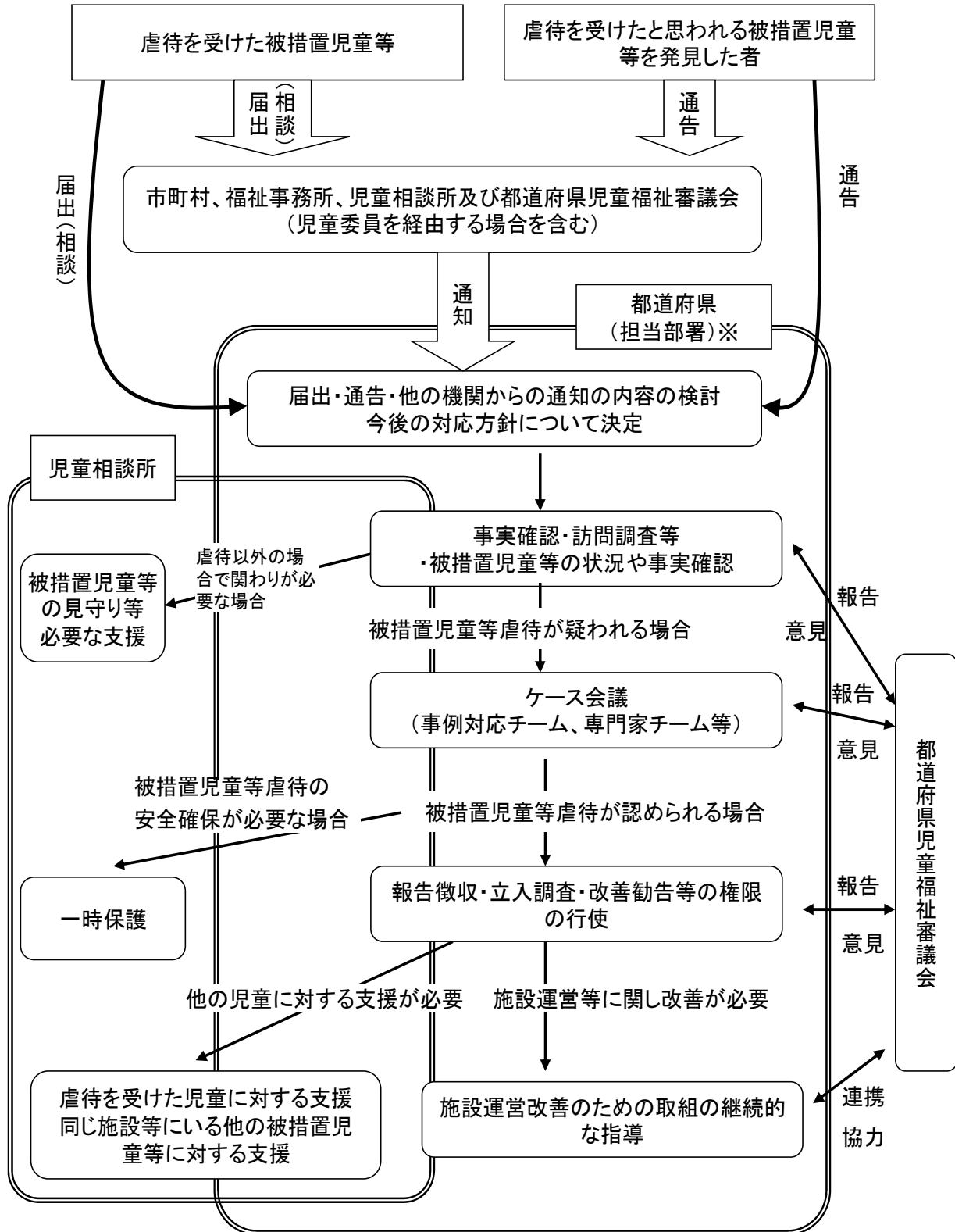
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。